



## 経験力で地域に貢献



当センターでは需要の多い  
果樹剪定講習会のようす 2025.2.27





理事長

大堀 義享

YOSHITAKA OHORI

# シルバー人材センターの 地域における役割

町民に愛され、  
頼られる組織でありたい

今年には異常な低温と連続する積雪により、例年にない大雪となり、昭和38年以来、62年振りに災害救助法の適用がされました。積雪も120cmを優に超え、雪の捨て場に苦慮したのは、私ばかりではないと思います。特に屋根から落ちた雪は固くて重く、除雪の依頼がシルバー人材センターにも多々来たところでした。「除雪の際は複数人で行うなど安全を確保しながら作業してほしい。」と町からの呼びかけもあり、会員の皆さんには安全に配慮しながら作業にあたってくださいました。

さて、シルバー人材センターは、高齢者の就労団体ではありません。高齢者が持つ豊富な経験と知識を活かし、地域社会で活躍できる場を提供する重要な組織です。高齢者が仕事を通じて、生きがいや自己実現、社会参加を促進し、地域社会の活性化に貢献することを目指しています。高齢者が作業をする際の特徴は、丁寧さや細やかな気配りです。これにより、作業の質が向上するばかりでなく、依頼者からの信頼を得ることになります。シルバー人材センターの地域における役割、存在感を示していきたいと思えます。

全国では重篤事故（死亡事故など）が増えています。その要因は「自分だけは大丈夫」という思い込みや「体力が以前と比べ衰えている」という自覚が欠如していることなどです。一人ひとりが気を引き締めて、事故ゼロを目指したいと思えます。

シルバー人材センターの会員資格である60歳以上の町の人口は50%を超えています。かつては、各地域の老人クラブが高齢者の元気のバロメーターでしたが、今では老人クラブに代わりシルバー人材センターが元気のバロメーターです。「まちのシルバー人材センター」として町民に愛され、頼られる組織でありたいと思えます。会員の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、あいさついたします。

# ハラスメント行為に関する体制を整備します

請負・委任の形態で就業するシルバー会員は、形式的に個人事業者（フリーランス）であり、会員に業務を委託するセンターは、フリーランス上の「特定業務委託事業者」に該当するため職場環境を整備する必要があります。

## ハラスメント防止に関する基本方針

### 1. 基本的な考え方

公益社団法人会津美里町シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、職員及び会員が互いに尊重し、健全で働きやすい職場環境を維持するために、ハラスメントの防止を重要な課題としています。いかなる形態のハラスメントも容認せず、ハラスメントが発生した場合には速やかに対応し、再発防止に努めます。

### 2. ハラスメントの定義

センターでは、以下の行為をハラスメントと定義し、これを禁止します。

- (1) パワーハラスメント：職務上の地位や権限を利用した不当な言動。
- (2) セクシュアルハラスメント：性的な言動により職場環境を害する行為。
- (3) 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント：  
妊娠・出産、育児・介護に関する差別的な言動
- (4) その他のハラスメント：職場の秩序や人間関係に悪影響を与える言動。



### 3. 相談窓口の設置

センターは、ハラスメントに関する相談窓口をセンター事務局に設置します。窓口では、複数の職員が対応し相談者のプライバシーを尊重しつつ、適切な対応を行います。

- (1) 相談対応者：事務局職員（原則、男性1名以上及び女性1名以上。ただし相談者の意向により適切に対応する。）
- (2) 対応範囲：職員及び会員のほか、顧客や取引先からの相談も受け付けます。

### 4. ハラスメント防止のための取り組み

センターは、ハラスメント防止のため、以下の取り組みを行います。

- (1) 教育・啓発：ハラスメント防止に関する研修を定期的実施し、全職員・会員への周知徹底を図ります。
- (2) 周知方法：方針は郵送及びセンターWEBサイトなどSNSを通じて周知します。

### 5. 相談・苦情への対応

ハラスメントの相談や苦情が寄せられた場合、センターは迅速かつ適切に対応します。必要に応じて、懲戒処分や再発防止策を講じます。

### 6. プライバシーと秘密の保護

ハラスメントに関する相談に対応する職員は、関係者のプライバシー及び秘密の保護を徹底します。相談内容や処理過程で知り得た情報は厳重に管理し、不利益な取扱いが生じないように配慮します。

### 7. 方針の見直し

センターは、社会的な状況の変化に応じて、ハラスメント防止方針を定期的に見直し、継続的な改善を図ります。

# ハラスメントの防止に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、職場及び就業場所における「セクシュアルハラスメント」、「パワーハラスメント」、「妊娠・出産、育児又は介護に関するハラスメント」、「その他のハラスメント」(以下「ハラスメント」という。)の防止に関し必要な事項を定め、職場や就業場所の健全な環境を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職場：職員がその職務を遂行する場所をいい、出張先その他職員が通常執務をする場所以外の場所及び親睦会の宴席その他の実質的に職務の延長線上にあるものを含むものとする。
- (2) 就業場所：会員が就業に従事する場所をいい、出張先その他会員が通常就業をする場所以外の場所及び懇親会の席その他の実質的に就業の延長線上にあるものを含むものとする。
- (3) セクシュアルハラスメント：職場又は就業場所における性的な言動に対する対応等により労働条件に関して不利益を与えること、又は性的な言動により就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況に関わらないほか、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。
- (4) パワーハラスメント：職務上の権限や地位及び人間関係等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的な苦痛を与える又は職場・就業場所の環境を悪化させる言動をいう。
- (5) 妊娠・出産、育児又は介護に関するハラスメント：職場又は就業場所において、妊娠・出産・育児及び介護などに関する制度又は措置の利用に関する言動により就業環境を害すること並びに妊娠・出産・育児及び介護等に関する言動により就業環境を害することをいう。
- (6) その他のハラスメント：前3号に該当するもののほか、職員・会員の勤務環境又は就業場所の環境を害する言動であって、その程度が看過できないものをいう。

## (禁止行為)

第3条 全ての職員・会員は、他の職員・会員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場・就業場所における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場・就業場所において、ハラスメントをしてはならない。

## (管理者の責務)

第4条 職員・会員を管理する地位にある者は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対処しなければならない。

- (1) 職員・会員同士がそれぞれ対等なパートナーとして業務を遂行できるように良好な職場・就業場所の環境づくりに努めること。
- (2) 職員・会員の言動に留意し、ハラスメント又はこれを誘発する言動があった場合は注意を喚起すること。
- (3) 職員・会員から相談又は申出があった場合は、直ちにこれに対応するとともに、必要であれば、次条に掲げる相談等窓口(以下「窓口」という。)と連絡調整を行うこと。

## (窓口の設置)

第5条 ハラスメントに関する相談又は申出に対応するため、窓口を事務局に設置する。

- 2 窓口においては、複数の職員で対応し、セクシュアルハラスメントについては、少なくとも男性1名以上及び女性1名以上をもって相談又は苦情に対応することを基本とし、申し出者の意向により適切に対応する。
- 3 窓口においては、ハラスメントによる直接の被害者だけでなく、他の職員・会員により相談又は申出が寄せられた場合においても、これに対応するものとする。
- 4 窓口の職員は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生の恐れがある場合又はハラスメントに該当するか判断が難しい事案についても、相談又は申出として受け付けるものとする。

## (相談又は申出の処理)

第6条 窓口において相談又は申出等を受け付けたときは、相談者、当事者又は管理者等に対する助言等を行うことにより、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。

## (対応措置)

第7条 理事長及び事務局長は、ハラスメントの被害者に対して、可能な限り最善の救済を与えるよう努めるものとする。

- 2 窓口の職員による事実関係の調査の結果、ハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じ加害者の職員・会員に対し、懲戒処分・就業の停止、除名を含む措置を講ずるものとする。
- 3 ハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

## (プライバシーの保護等)

第8条 ハラスメントに関する相談又は申出の処理を担当する職員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底しなければならない。

## (不利益な取扱いの防止義務)

第9条 事務局長は、ハラスメントに対する相談等に係る調査への協力又はその他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

## 附則

この規程は、令和7年1月17日から施行する。



# 会員マイページ利用の仕方

**必見**

新年度より契約方法が変わります！

**要点**

\*派遣就業は対象外です

フリーランス法施行に伴う「新たな契約方法」として、就業前に「業務仕様書」を会員が確認することが義務付けられました。

\*今後お渡しする以下の通知書を用意しログインします

やってみよう!

## まずは「ログイン」しましょう!

1. 会員は個人のマイページのアカウントIDでログイン(通知書のパスワード入力必須)  
\* 初期パスワードから任意のパスワードに変更してください。

2. 通知書にある指定されたURLに「ログイン」  
(次にすぐ利用できるようにショートカットを作成しておくとう便利)

3. 正しい「アカウント」「パスワード」でログインしないとエラーになります。5回エラーを繰り返すとロックされログイン不可になります。  
その際は、事務局に電話し「ロック解除」を申し出てください。

4. これから就業する予定の業務の「会員業務仕様書」を確認する。

5. マイページでは「会員業務仕様書」「配分金支払調書」「配分金支払明細書」照会可能

6. サービスを終了する際は「ログアウト (ログオフ)」

「業務仕様書」を確認し就業へ

2024/7/4

1 2 3 4 5 6 シルバー 太郎 様

☎ 123-1234  
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇123-12  
公益社団法人 〇〇町シルバー人材センター  
☎ 0000-00-0000

Web アクセスのためのアカウント情報通知書

当センターのポータルサイト及び会員様固有のマイページにアクセスするための各種情報について以下の通り通知申し上げます。マイページにアクセスするためのパスワードは他人に知られる事のないよう大切に取り扱い下さい。

会員マイページURL: <https://>

アカウントID: \_\_\_\_\_

パスワード: \_\_\_\_\_

\*一人ひとりIDとパスワードが違います。  
任意のパスワードに変更したらご自身で覚えておいてください。



棚木市シルバー人材センター Web-Atte

\*マイページの参考画面

【会員ログイン】

①・アカウントIDを入力してください。  
②・パスワードを入力してください。

アカウントID

パスワード

パスワードをお忘れの方はセンターにご連絡ください  
TEL 0241-22-2777

[ログイン](#)

[ポータルページへ](#)



【会員メニュー】

会員名 アクシス 太郎 さん  
2024/09/03(火)

① 会員業務仕様書 ② 配分金支払証明書  
③ 配分金明細書 ④ 会員業務就業規約  
⑤ ログアウト ⑥ パスワード変更

## 新規会員紹介 (敬称略)

長嶺 栄子 (高田)  
五十嵐定雄 (本郷)  
小林 金光 (高田)  
金田 光一 (高田)



およろ  
いしく  
します

## 会員専用LINEの未登録の方は登録を！

3月1日現在、会員の登録数は87名です。新規会員の方には、入会時に登録をしていただいております。

迅速かつ文字や地図写真による正確な情報を確認でき、会員・事務局双方において効率が大幅に上がっています。



是非登録を！

## 賛助会員紹介

シルバー人材センターの目的にご賛同いただいている事業所様をご紹介します。

- 会津よつば農業協同組合
- 介護老人保健施設グリーンケアハイツ
- 特別養護老人ホーム 宮川荘
- 株式会社 会津タムラ製作所

## 安全標語募集

会員の皆さん  
おまちしてます

安全適正就業委員会では、安全意識の高揚を図るため、広く会員の皆様へ「安全標語」を募集します。

- 作品内容 センター会員の安全就業に係る意識の高揚を図り、就業上及び就業途上の事故防止についての促進を促す内容のものとする。
- 応募資格 センターの会員・役員とする。
- 応募基準
  - ①未発表作品であり、趣旨に合致した作品であること。
  - ②自作の作品であること。  
(作品数に上限は設けない)
- 募集案件  
福島県シルバー人材センター連合会の「安全標語」募集に準じて実施するものとします。
- 募集締切日 令和7年4月21日必着とする。  
シルバー事務局まで提出ください。



\*シルバー安全就業の合言葉\*

「安全はすべてに優先する」「安全無くして就業なし」

\*令和5～7年度 全国統一安全スローガン\*  
「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」

\*令和6年度 安全・適正就業強化月間緊急スローガン\*  
「大丈夫 その慢心が 命取り」

## “1会員1名紹介”のお願い！新規会員紹介者には商品券千円進呈中！

### 編集後記

降りましたね。

2月は寒波寒波の大雪で、毎朝窓からドキドキしながら外を見て朝一番のため息。立春からの大雪が続き除雪の日々!!皆さんも精神的・肉体的に大変な思いをしたかと思います。近頃は時折、日が差し”春よ来い来い、早く来い”という気持ちです。皆さん、身体に十分気をつけてお互いに頑張りましょう。

(普及啓発副委員長 長谷川智子)

### 普及啓発委員会

委員長 大竹喜久男  
副委員長 長谷川智子  
委員 齋藤 節朗  
委員 宮部 治泰  
担当 猪巻 うた

- 6 -

## 公益社団法人 会津美里町シルバー人材センター

〒969-6215 福島県大沼郡会津美里町下堀字中川360-4 あやめ荘内

TEL: 0242-55-1031 FAX: 0242-55-1032

